

意見募集（パブリックコメント）に寄せられた
意見を踏まえた主要な修正について

1 共済事業の見直しに係る基本的な考え方について（13頁）

【修正前】

1 基本的な考え方

- 生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要である。
- 協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるよう、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、法改正を行うことが必要である。その際、他の協同組合との比較も行ったうえでの生協の特質を踏まえ、配慮すべき点があれば、それを踏まえて見直しを行うこととする。

【修正案】

1の最後に、以下の段落を加える。

- なお、見直し後は、規制の実効性を担保することが重要であり、共済事業の監督事務について、ガイドラインを策定し、それに基づき、指導監督を行うことが必要である。

2 共済事業に対する規制の基本的枠組について（13頁）

【修正前】

(1) 共済事業に対する規制の基本的枠組

- (略)
- ただし、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、加入者に自己責任で損失を負わせてもよいと考えられることから、規制の対象から外すこととする。

【修正案】

(1) 共済事業に対する規制の基本的枠組

- (略)
- ただし、生協が、組合員の自治により運営される組織であることを踏まえれば、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、破綻時に加入者が負うリスクはそれほど大きくないといえ、生協の自治運営に委ねることとしに自己責任で損失を負わせてもよいと考えられることから、規制の対象から外すこととする。

3 共済代理店の設置について (15頁～16頁)

【修正前】

(6) 契約締結時の契約者保護

- (略)
- また、共済代理店の設置に関する組合のニーズや、現在の共済推進の実態等を踏まえ、共済推進を行う者として共済代理店を法令上定め、必要な制度について規定するとともに、共済推進時の禁止行為をこれらの者にも適用する必要がある。

【修正案】

(6) 契約締結時の契約者保護

- (略)
- また、共済代理店の設置に関する組合のニーズや、現在の共済推進の実態等を踏まえ、共済推進を行う者として共済代理店を法令上定め、必要な制度について規定するとともに、共済代理店の設置に当たっては、届出制などとした上で、共済推進時の禁止行為をこれらの者にも適用するとともに、共済代理店の行為に関する生協の損害賠償規定、生協による共済代理店に対する教育の義務づけ等を行う必要がある。
- 共済代理店となりうる者の範囲については、他の協同組合法である農協法や中小企業等協同組合法においては、募集行為の適切性を担保するための一定の措置を導入しつつ、その範囲には限定が課されていないものの、生協が行う共済事業の共済代理店を認めるに当たっては、他の協同組合と異なり、消費者の相互扶助組織であるという生協の性質や具体的なニーズ

などを踏まえ、一定の範囲に限定することを検討することも必要である。

- なお、共済事業を行う生協は、あくまで組合員の相互扶助組織であるという趣旨を踏まえれば、当該生協と関係のない第三者（組合の役職員、組合員等以外の者）に共済契約の締結と併せて、その前提となる組合への加入手続を行わせることは、必ずしも適切ではないと考えられる。

4 保険代理制度の導入について（17頁）

【修正前】

(8) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- (略)
- (略)
- これらを踏まえ、契約者ニーズを反映した円滑な事業実施を可能にするため、以下のとおり、見直しを行う。
 - ・ 共済金の最高限度額の規制方法の見直し（最高限度額規制の撤廃）
 - ・ 保険代理制度（保険会社の業務を代理することができる制度）の導入
 - ・ 資産運用規制の緩和
 - ・ 事業規約変更の手続の簡素化（軽微な事項について総会の議決を不要にする等）

【修正後】

(8) の最後に、以下の段落を加える。

- なお、保険代理制度の導入を認める場合には、共済事業と保険会社の業務の代理を併せて行うことから、これらの誤認防止措置を講ずることが必要である。